

第 8 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成26年8月28日(木) 午前10時00分

場 所 津市安濃庁舎 2階 会議室1・2

出席部会委員 2太田^{おおた} 義政^{よしまさ}・6赤塚^{あかつか} 薫^{かおる}・9大田^{おおた} 武士^{たけし}・10奥山^{おくやま} 勘五郎^{かんごろう}
13丹羽^{にわ} 芳久^{よしひさ}・14前田^{まえだ} 紀男^{のりお}・15杉谷^{すぎたに} 正美^{まさみ}・16田中^{たなか} 茂人^{しげと}
20中川^{なかがわ} 文博^{ふみひろ}・22中林^{なかばやし} 長一^{ちやういち}・23平井^{ひらい} 秀次^{ひでつぐ}・43後藤^{ごとう} 勝^{かつ}
48前川^{まえかわ} 正次^{まさつぐ}

以上13名

欠席委員 1池田^{いけだ} 長義^{ながよし}・3森^{もり} 恒利^{つねとし}・5青木^{あおき} 正司^{しょうじ}・7伊藤^{いとう} 征一^{せいいち}

出席部会員外委員 会長 守山^{もりやま} 孝之^{たかゆき}

議 長 第1農地部会長職務代理者 杉谷 正美

事務局職員 飯田事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：中野主査 安濃：北角担当主幹
芸濃：後藤副主幹 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 9 大田^{おおた} 武士^{たけし}・23 平井^{ひらい} 秀次^{ひでつぐ}

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第6号 時効取得による所有権の移転について
報告第7号 農業生産法人の新規登録について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可震災について
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 買受適格証明願(競売)について

議案第8号 農地利用集積円滑化事業規程の一部変更の決定について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第8回第1農地部会を開催させていただきます。</p> <p>本日の欠席は4名でございます。伊藤部会長、池田委員、森委員、青木委員の4名です。出席委員は13名です。</p> <p>始めに、議事録署名者を私のほうから指名させていただきますのでよろしくお願いをいたします。</p> <p>9番 大田委員、23番 平井委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず始めに、会長の専決事項の報告事項に入ります。報告第1号から第7号まで、事務局から一括して報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1から3で、合計件数は3件、全て田で、面積は9,733㎡でございます。これにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページから6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から13で、6ページになりますが、合計で件数は13件、面積は80,201㎡で、その内訳は、田が59,807㎡、畑が20,394㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、3ページの番号8の届出につきまして、あっせんの希望がございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>また、番号6、番号13につきましては、現況地目が宅地の場所があります。これにつきましては、無断転用の可能性もありますので、届出人に対して指導しているところです。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、一般個人住宅用地、番号2、一般個人住宅用地及び倉庫用地、番号3、農業用倉庫用地、以上、件数は3件で、面積は、畑で769㎡でございます。</p> <p>8ページから10ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1は集合住宅用地、番号2は長屋住宅用地、番号3は一般個人住宅用地、番号4は共同住宅用地、番号5は駐車場用地、番号6は長屋住宅用地、番号7は道路用地、番号8は建売分譲住宅用地、番号9は店舗兼住宅用地、番号10はコンビニエンスストア及びコインランドリー用地、番号11は駐車場用</p>

地、番号12は事務所用地、番号13は一般個人住宅用地、番号14は通路用地、以上、件数は14件で、合計面積は8,091.57㎡で、その内訳は、田が5,410.24㎡、畑が2,681.33㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用賃借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は畑で454㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、権利者 _____、取得年月日、平成12年10月27日の1件で、面積は畑で62㎡でございます。

申請地は、権利者が自分の所有する土地であると信じて10年以上にわたり耕作しており、義務者である_____の合意もあることから、時効取得が完成していると判断されるものであります。

13ページをお願いいたします。

報告第7号 農業生産法人の新規登録についてでございます。

番号1、農事組合法人_____、主たる耕作物は水稻、小麦、耕作面積は田10haで、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしているものと判断されます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 事務局より報告があったとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 14、15ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受け人 _____、面積8,916.30㎡、渡し人 _____、面積133㎡、申請地 白塚町小山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積133㎡です。

これにつきましては、受人は、高齢化で離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 白塚、受け人 _____、面積6,568㎡、渡し人 _____、面積1,496㎡、申請地 白塚町石神_____、台帳地目・現況地目とも田、面積498㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化で営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 栗真、受け人 _____、面積5,187㎡、渡し人 _____、面積228㎡、申請地 栗真小川町大門_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積228㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 安東、受け人 _____、面積8,573.91㎡、渡し

人 _____、面積8,573.91㎡、申請地 納所町横井_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,990㎡。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与です。

番号5、地区 高野尾、受け人 _____、面積6,865㎡、渡し人 _____、面積1,281㎡、申請地 高野尾町下り町_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積111㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 棕本、受け人 _____、面積8,426㎡、渡し人 _____、面積1,077㎡、申請地 芸濃町棕本大石_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積454㎡。

これにつきましては、受人は、負債整理をする渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 棕本、受け人 _____、渡し人 _____、面積7,745㎡、申請地 芸濃町棕本市_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積236㎡。

これにつきましては、受人は、兼業で営農を縮小する、兄である渡人から申請地を譲り受け、新規営農するものです。このほか、利用権設定で6,122㎡の使用貸借が3年間の設定をされております。合わせて経営面積が6,358㎡となります。

番号8、地区 明、受け人 株式会社_____ 代表取締役 _____、面積13,127㎡、渡し人 _____、面積1,608㎡、申請地 芸濃町忍田興_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積244㎡ 外2筆で、合計面積1,534㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 明、受け人 _____、面積107,848㎡、渡し人 _____、面積5,133㎡、申請地 芸濃町楠原向市場_____、台帳地目・現況地目とも田、面積89㎡ 外1筆で、合計面積642㎡。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号10、地区 安西、受け人 _____、面積14,605.61㎡、渡し人 _____、面積3,134㎡、申請地 芸濃町小野平柳原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積195㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号11、地区 草生、受け人 _____、面積10,315㎡、渡し人 _____、面積4,599㎡、申請地 安濃町草生柳_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,940㎡ 外1筆で、合計面積3,757㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号12、地区 香良洲、受け人 _____外1名、面積2,683㎡、渡し人 _____、面積497㎡、申請地 香良洲町新開地_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積194㎡ 外2筆で、合計面積497㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により離農する渡人からの要望を受け、申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は12件で、合計面積は10,275㎡、その内訳は田が7,930㎡、畑が2,345㎡でございます。

いずれの案件も、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。
1番、2番、白塚。

事務局 本日欠席されております青木委員から、番号1と2は問題ないとの連絡をいただいております。
また、3番の栗真の案件につきましても問題ないということでご連絡をいただいております。
以上です。よろしく申し上げます。

議長 4番、安東。

太田委員 2番 太田です。これは生前贈与ということで特に問題はありませんので許可をお願いします。よろしく。

議長 5番、高野尾。

赤塚委員 6番 赤塚です。これは受け人の方が畑を借りていて、この際に譲渡するというので、何も問題ないということでよろしく申し上げます。

議長 6番、7番、棕本。

田中委員 16番 田中です。
6番は、受け人は_____で、渡し人の_____に換えて、_____が取得するということですので、問題はないと思います。

7番、これは兄弟で、弟が新規営農を始めるにあたり、兄から譲り受ける分と利用集積により農地を6反弱ほど使用貸借し、管理していこうとするものですので、問題なかろうと思っております。よろしく申し上げます。

議長 8番、9番、これは私でございます。過去にも一度出てきました案件ですけれども、これも問題がないように思います。
9番、この方も担い手でございまして、問題がないと思います。
10番、安西。

田中委員 16番 田中です。この方も真面目に沢山の農地を耕作してみえまして、問題がございませんのでよろしく申し上げます。

議長 11番、草生。

平井委員 23番 平井です。8月22日に現地確認を行いました。何の問題もござい

ませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 12番、香良洲。

後藤委員 43番 後藤です。現地確認しました。何ら問題はございませんので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 安東、申請者 _____、申請地 納所町東垣内 _____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積138㎡です。

これにつきましては、申請地を自家用車の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高野尾、申請者 _____、申請地 高野尾町中
町 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積330㎡のうち46㎡。

これにつきましては、申請地を居宅への進入用道路用地とするものです。

なお、当該土地は、本年4月に第3条の許可を受け耕作目的で取得されており、早期の転用になります。

これは、3年後を目途に予定していた居宅の建築が、諸般の事情により本年中に着工する必要が生じたため、今回の転用申請について許可をお願いしたい旨の理由書が添付されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明、申請者 _____、申請地 芸濃町中縄藤洒井 _____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積337㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場及び進入用道路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 明、申請者 _____、申請地 芸濃町林曾武 _____、台
帳地目・現況地目とも畑、面積450㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は128㎡、転用面積の28.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 高宮、申請者 _____、申請地 美里町足坂東之垣
内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積72㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は、畑で1,043㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

1番、安東。

太田委員

2番 太田です。これは事務局の説明のとおりです。事後の申請でありますけれども、8月21日に北部の委員とで現地確認をしていただいたところ、問題ございません。ひとつよろしくお願いしたいと思います。

議 長

2番、高野尾。

赤塚委員

6番 赤塚です。21日に北部の委員と現地確認していただきまして、4月の案件の隣が畑になっており、その奥が宅地になっていますので、進入用道路を許可したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

3番、4番、私でございます。3番、4番、事務局の説明どおりで問題がないと思います。よろしくお願いいたします。

5番、高宮。

中川委員

20番 中川です。事務局の説明どおり何ら問題はありません。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定をいたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

17ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本響野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積419㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 雲林院、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 芸濃町雲林院堀 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積189㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、後で出てきます議案第5号 番号4の許可申請の土地と一体利用して、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は、畑で608㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いたします。
1番、棕本。

田中委員 16番 田中です。この案件は、住宅地内の土地でございます、もう既に東隣と北隣にも既に家が建っておりますので、問題がないという地元委員さんの意見でございましたので、よろしく申し上げます。

議長 2番、雲林院。私でございます。事務局の説明どおり問題がございません。よろしくお願いたしたいと思えます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。
次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 18ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 豊津、借り人 _____株式会社 代表取締役 _____、貸し人 _____、申請地 河芸町影重浜新田 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積322㎡のうち104㎡ 外1筆で、合計面積450㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を7カ月間賃貸し、県発注の _____ のための現場事務所、駐車場、資材置場用地として一時転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 杜の街、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 河芸町杜の街一丁目 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積1,352㎡。

これにつきましては、借り人と貸し人は、期間を1年間とし、自動的に更新する賃貸借契約を締結し、申請地を資材置場用地とするものですが、平成16年10月1日から既に借り人がこの目的で使用しており、始末書の提出があり

ますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明合、借り人 株式会社_____ 代表取締役 _____、貸し人 _____、申請地 安濃町戸島南川原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積809㎡ 外3筆で、合計面積6,088㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を8カ月間賃借し、砂利採取用地として一時転用するものです。農地区分は、農用地区域内農地になります。

以上、件数は3件で、合計面積は、田で7,890㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いをいたします。

1番、豊津。

丹羽委員 13番 丹羽です。これは_____の工事を進めておられて、そこで工事関係の資材置き場、駐車場に使いたいということで、期間限定で一時転用ということだと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 2番、杜の街

前田委員 14番 前田です。問題はございません。

議長 3番、明合。

中林委員 22番 中林。これは砂利採集を行うための一時転用でございますので、ただいまの説明のとおり期間が8カ月間ということで、業者も過去の実績がたびたび採取させておりますけれども、優良業者でございますので問題はございませんので、許可をよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定をいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用賃借）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 19ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員

会許可・使用貸借)でございます。

番号1、地区 新町、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 南河路治部屋敷_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積417㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と期限を定めない使用貸借契約をし、分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 上野、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 河芸町久知野横院前_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積29㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と期限を定めない使用貸借契約をし、隣接宅地と一体利用の上、分家の一般個人住宅用地とするものですが、平成16年ごろから資材置場として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 杜の街、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 河芸町杜の街一丁目_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,497㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と期限を定めない使用貸借契約をし、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は707.2㎡、転用面積の47.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 雲林院、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 芸濃町雲林院堀_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積269㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と期限を定めない使用貸借契約をし、一般個人住宅用地とするものです。

なお、先にご審議いただきました議案第3号 番号2の案件と一体利用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 草生、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 安濃町草生岩城_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積29㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と30年間の使用貸借契約をし、既存宅地と一体利用の上、一般個人住宅用地とするものです。

なお、申請地は、既存の宅地内で、その位置が特定できない状態であったことから、既に宅地として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は2,241㎡、この内訳は、田が1,943㎡、畑が298㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。
1番、新町。

事務局 番号1の案件につきましては、地元委員さんのほうから問題ないというご連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。

議長 2番、上野。

前田委員 14番 前田です。問題はございません。

議 長 3番、杜の街。

前田委員 14番 前田です。3番も会長さんとも確認しまして、問題ございません。

議 長 4番、これは私です。事務局の説明があったとおりでございまして、親子の関係でございまして。よろしくお願いします。
5番、草生。

平井委員 23番 平井です。8月21日の日に現地確認をいたしました。事務局の説明どおり許可されましても何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定をいたします。
次に、議案第6号、非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 20ページをお願いいたします。
議案第6号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区 豊津、願出者 _____、申請地 河芸町中別保鎌代 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積79㎡です。
これにつきましては、添付されております固定資産課税台帳記載事項証明書により、昭和46年に申請地に建物が建築されたことが確認できます。
このことから、当該土地につきましては、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、農地以外に供され20年以上経過している要件に該当するものと考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。
1番、豊津。

丹羽委員 13番 丹羽です。事務局の説明どおり家が建っております、非農地証明願ということで事実農地でないということでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、第6号議案については証明することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第7号 買受適格証明願（競売）について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>21ページをお願いいたします。</p> <p>議案第7号 買受適格証明願（競売）についてでございます。</p> <p>番号1、地区 豊津、対象農地 河芸町影重浜新田_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積56㎡、願出人 _____株式会社 代表取締役 _____。</p> <p>これにつきましては、津地方裁判所による競売に参加するための買受適格証明願で、落札後には、駐車場用地に転用するものです。</p> <p>このため、農地法第5条第1項の規定による許可申請も同時に提出されておりますので、この転用申請が適正であるか、あわせてご審議をお願いするものです。</p> <p>台帳地目は田ですが、周辺には、同じ所有者の作業所、倉庫、事務所等が建った一体の施設で、この中にある申請地も既に舗装された状態になっております。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>このことから、買受適格者であることの証明につきましても、適正であると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いいたします。</p> <p>1番、豊津。</p>
丹羽委員	<p>13番 丹羽です。_____がある所の一部でアスファルト舗装がしてあります。そこが競売にかかっています。買受適格証明書は適合していると思いますので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでしょうか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしと認め、議案第7号については証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第8号 農地利用集積円滑化事業規程の一部変更について、事務</p>

局の説明をお願いいたします。

事務局

22ページをお願いいたします。

議案第8号 農地利用集積円滑化事業規程の変更の決定についてでございます。

津安芸農業協同組合から農地利用集積円滑化事業規程の変更承認申請が市当局にあり、これを受けて、市当局から、農業委員会での決定についての審議依頼がきております。

これは、農業経営基盤強化促進法第11条の12第2項において準用する同法第11条の11第4項の規定に基づくもので、市が規程の変更を承認する際には、農業委員会の決定を経た上で行うと定められておりますことからご審議をお願いするものです。

この規程は、農協がかかわる農地の貸し借りなどの要領を定めているものです。

変更の内容は、農地中間管理事業の創設と農地保有合理化事業の廃止に伴う条文の改正になります。

この表は、変更になる部分を、新旧の対照表で挙げております。

表の中の列、現行の欄ですが、第4条第2項の太字で、「農地保有合理化法人が行う農地保有合理化事業（法第4条第2項に規定する事業）をいう」を、左の変更後の列の太字になりますが、「農地中間管理機構が行う特例事業及び農地中間管理事業」に改めるものです。

また、現行の欄、下の行ですが、第11条第2項では、2カ所あります「農地保有合理化法人」を、左の変更後の列にありますように、それぞれ「農地中間管理機構」に改めるものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

説明が終わりました。皆さんいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

赤塚委員

津市は、まだ農地中間管理機構に実際に参加していないということをちらっと聞きましたけれども、その点どうです。

事務局

今、市当局のほうで準備は進めていただいておりますが、今は具体的に動いていないようですけれども、この秋以降、募集を掛ける話も聞いてはおりますが、具体的なところは事務局としては聞いていないです。

赤塚委員

ありがとうございました。

議長

ほかに何かございませんか。

中林委員

そうすると、これは津安芸農協の現在の農地保有合理化法人になっておりますのを今度は農地中間管理機構、これは県ですな。今まで農協がこの合理化法人であったのが無くなるというような解釈をされているのですか。

事務局

ここに上がっています農地保有合理化法人といいますのは、農林水産業支援

センターです。農協とは直接関係ないです。支援センターが今度、中間管理機構になりましたので、この農地保有合理化法人というのは廃止になって、代わりに中間管理機構になったということになります。

丹羽委員　この第4条第2項の規定と書いてありますよね。変更後はこれは法律ではないんですか。

事務局　法定化はされています。この規定の中では表現していないということです。

丹羽委員　あるのはあるんですね。

事務局　はい。

議長　よろしいですか。

部会委員　＜一同 異議なし＞

議長　ご異議もないようですので、議案第8号については決定することといたします。

次に、別冊でお配りいたしました議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局　議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。

各地区別に、下の合計欄で説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借で3,441㎡、契約件数は1件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で24,913.23㎡、畑の賃貸借で2,875㎡、契約件数は2件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で8,666㎡、契約件数は2件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で9,923㎡、契約件数は2件でございます。

美里地区、香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて46,943.23㎡、畑の集積が、賃貸借で2,875㎡、合計契約件数は7件、合計面積は49,818.23㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、安濃地区2件、芸濃地区1件、合計で3件、合計面積12,467㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さんからのご意見をお伺いします。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りさせていただきます。ただいま、審議をいただきました議案第8号について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第9号 農業経営基盤促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたします。 以上で本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。 以上で第8回第1農地部会を終了いたします。
	午前10時50分

上記は、第8回第1農地部会の議事を録したものである。

平成26年8月28日

議 長

出席委員

出席委員